

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県税条例施行規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

郵政民営化法等の施行に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県税条例施行規則の一部改正

ア 郵便振替の方法による個人の事業税等の納付に係る規定を削る。

イ 規則中、郵便局に係る規定を削り、又は郵便貯金銀行に改める等規定の整備を行う。

ウ 規則中、郵便貯金に係る規定を削る。

エ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

ア 条文中引用している国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の題名を改める。

イ 市町村の廃置分合等があった場合の日本郵政公社有資産所在市町村納付金の納付を求める権利の承継に係る規定を削る。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成19年10月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県会計規則の一部改正について

1 規則の改正理由

(1) 郵政民営化法等の施行に伴い、所要の改正を行う。

(2) 県税の還付を受ける者にわかりやすくするため、従来別々に送付していた県税の還付通知書と隔地払の支払通知書を税務課長等により一括して送付するように改める。

2 規則の概要

(1) 規則中、日本郵政公社及び郵便貯金に係る規定を削る。

(2) 郵便振替の方法による歳入の納付に係る規定を削る。

(3) 当分の間、郵便貯金銀行における歳入の納付について所要の措置を講ずる。

(4) 県税の還付に係る隔地払の支払通知書は、出納長の指定する者（現行 統轄店及び指定出納取扱店）が送付する。

(5) その他所要の規定の整備を行う。

(6) 施行期日等

ア 施行期日は、平成19年10月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

証券取引法の一部改正及び郵政民営化法等の施行に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 証券取引法の一部改正に伴い、規則中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券会社」を「金融商品取引業者」に改める。

(2) 劇場、映画館又は演芸場等の公共的施設（以下「公共的施設」という。）のうち一定規模以上のものの新築等に係る届出義務等の規定が適用されない者から日本郵政公社を削る。

(3) 障害者自立支援法（以下「法」という。）の施行に伴う施設体系の見直し等により、公共的施設のうち

社会福祉施設について、次の表の左欄に掲げる施設を同表の右欄に掲げる施設に改める。

現行	改正後
身体障害者更生援護施設 精神障害者社会復帰施設 知的障害者援護施設	ア 身体障害者社会参加支援施設 イ 障害者福祉サービス（生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助に限る。）を行う事業所 ウ 障害者支援施設 エ 地域活動支援センター オ 福祉ホーム ----- （平成23年3月31日までの経過措置） カ 法の経過措置の適用を受ける身体障害者更生援護施設 キ 法の経過措置の適用を受ける精神障害者社会復帰施設 ク 法の経過措置の適用を受ける知的障害者援護施設
老人保健法に規定する老人保健施設	介護保険法に規定する介護老人保健施設

- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
- ア 施行期日は、平成19年9月30日とする。ただし、(2)は同年10月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部が改正され、入居の承継の承認を得られない同居者について6月以内の暫定居住期間を設けることができることとされたこと、及び郵政民営化法等の施行に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 入居の承継の承認を得られない同居者に係る次の承認に関する手続を定める。
- ア 県営住宅の6月以内の居住の承認
- イ 県営住宅駐車場の6月以内の使用の承認
- (2) 家賃等の納付方法等に関する規定中、郵便局及び郵便為替に関する規定を削る。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布の日とする(3)の一部を除き、平成19年10月1日とする。

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部改正について

1 規則の改正理由

(1) 郵政民営化法等の施行に伴い、日本郵政公社が廃止され、郵便の業務は郵便事業株式会社が行うこととなることにかんがみ、当該業務の用に供するための道路の占用に係る占用料の減免を廃止する。

2 規則の概要

- (1) 日本郵政公社が日本郵政公社法に規定する業務の用に供するための道路の占用に係る占用料の減免に関する規定を削る。
- (2) 施行期日は、平成19年10月1日とする。